

入学試験を感染症等により受験できなかった場合の対応について

1 新型コロナウイルスやインフルエンザ等感染症に罹患している方で37.5℃以上の発熱がある場合は、試験当日には受験できないため『再試験』を受験することとします。

2 上記1の事由により受験できなかった場合の『再試験』対応は、下記のとおりです。

- ①学業特待試験（単願）を受験できなかった場合
推薦試験を受験してください。（受験料は免除いたします。）
- ②学業特待試験（併願）を受験できなかった場合
一般試験を受験してください。（受験料は免除いたします。）
- ③推薦試験を受験できなかった場合
一般試験を受験してください。
（ネット出願システムの仕組み上、一旦受験料が発生してしまいますが、後日返金します。）
- ④一般試験を受験できなかった場合
令和7年2月6日（木）の『再試験（一般試験）』を受験してください。
（ネット出願システムは使用しません。中学校を通して実施要項を配付します。）

3 上記2の場合の合否・特待等の取り扱いは下記のとおりです。

- ①学業特待試験（単願）を受験できず、推薦試験を受験した場合
合否・特待条件については、受験相談結果に基づき、判定いたします。
- ②学業特待試験（併願）を受験できず、一般試験を受験した場合
別途、あらためて受験相談をいただいた場合、合否はそれに基づき判定いたします。
学業特待等は、一般試験結果に基づき判定いたします。
- ③推薦試験を受験できず、一般試験を受験した場合
合否については、受験相談結果に基づき、判定いたします。
- ④一般試験を受験できず、『再試験（一般試験）』を受験した場合
合否については、受験相談結果に基づき、判定いたします。
学業特待等は、『再試験（一般試験）』結果に基づき判定いたします。
※『再試験』対応が必要な方が出た場合は中学校から本校の担当者にご連絡をお願いいたします。

4 上記1，2，3の周知について

1，2については、12月以降、本校ホームページでも公表いたしますが、各中学校でもご指導のほどお願いいたします。

5 補足

感染症罹患者でも解熱後であれば受験可能です。（別室受験になります。）

月経随伴症状により受験ができない場合も『再試験』を受験していただきます。